

小松市物価高対応

こども食育支援事業

取扱店募集

募集期間

R8/7/10(金)まで

※以降は利用期間内において随時受付

小松市では、物価高騰を受け、学校給食のない夏休み期間を含む8月～10月の間、小中学生の市内飲食店で食事代を助成し家族の団らんを支援するとともに子育て世帯の負担軽減と地域経済の活性化を目指します。

つきましては、対象店舗を募集しますので、ぜひ申請ください。

支援対象者、支給金額、利用期間について

- ・電子チケットで、小松市在住の小中学生1人につき3,000円付与
- ・利用期間は令和8年8月3日(月)から令和8年10月31日(土)まで



取扱店舗の募集概要

〔対象店舗・施設〕

以下の①②両方に該当する飲食店

- ① ランチの時間帯に食事の提供を行っていること
(テイクアウトや弁当販売も可。)
 - ② 小松市内に本店等があること(詳細は裏面)
- ※ 市外本店等でも対象となる場合があります

小松市ホームページは
こちらから↓



小松市イメージキャラクター
カブッキー

〔登録申請方法〕

- ・1店舗毎に、登録申請書に必要事項を記入の上、小松商工会議所まで提出ください
(Eメール推奨)
- ・申請書の様式は、小松市ホームページからダウンロードできます
- ・登録手数料は不要、また、市事業における飲食代金振込に伴う手数料も無料です
- ・申請いただいた場合は、審査の上、7月下旬に、メールでアカウントID等をお送りします

〔取扱店で準備いただくもの〕

- ① Eメールアドレス(キャリアメール以外を推奨(店舗独自のドメイン,Gmail,Yahooメールなど))
 - ② インターネットに接続可能なスマートフォン(Android,iPhone)またはタブレット端末
(Android,iPad)
- ※ ②は店舗情報の更新や振込状況の確認時に使用することを想定しています

食事代金の振込について

〔請求申請〕 店舗側での申請は不要(自動で口座へ振込)

〔振込口座〕 取扱店申請時にご指定いただいた口座へ振込

〔振込時期〕 食事利用月の翌月末日に振込

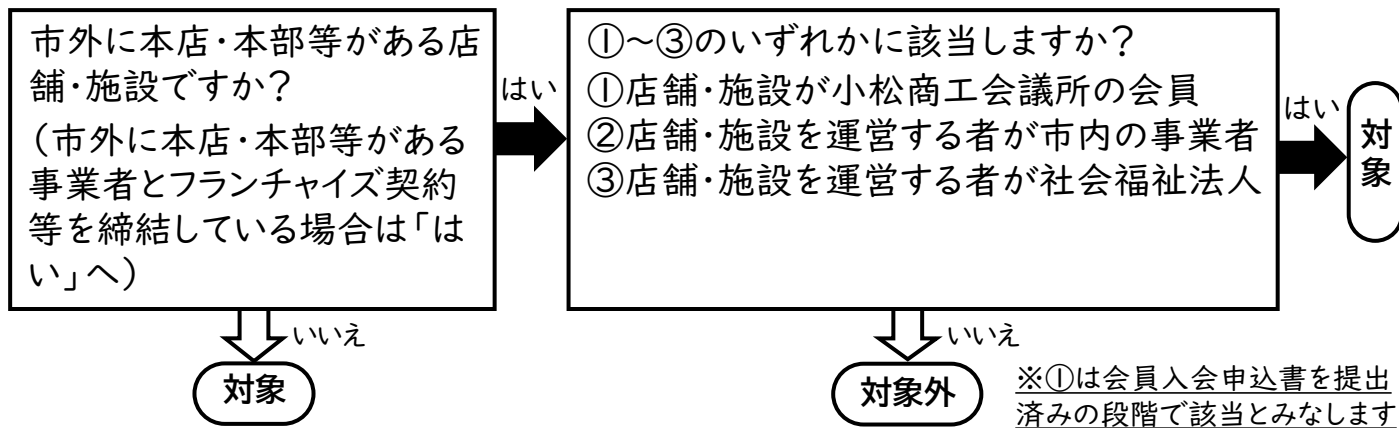
問合せ

〔申請書提出先〕 小松商工会議所 〒923-8566 小松市園町二1
☎0761-21-3121 E-mail: emachi@komatsu-cci.com

〔事業について〕 小松市商工労働課 〒923-8650 小松市小馬出町91
☎0761-24-8074 E-mail: syoukou@city.komatsu.lg.jp

取扱店となる店舗・施設の条件

〔小松市外に本店・本部等がある取扱店の対象・対象外について〕



システムのご利用について

〔振込システム〕

オンライン上で利用金額や口座への振込状況が分かるようなシステムを予定しています。一度登録したあとの、店舗情報の修正や更新についてもオンライン上で行うことを想定しています。

〔操作説明資料について〕

システム操作説明資料は小松市ホームページに掲載しますのでご確認ください。
(7月中旬頃を予定)



よくあるお問い合わせ

Q. レジ(会計時)での具体的な手続きを教えてください。

A. 利用者が電子チケットを提示しますので、その表示(店名, 利用金額)を確認し、間違いがなければ「お支払い確定」ボタンを押してください。(1日1回上限1,000円) ※詳細は7月中旬に小松市ホームページに掲載される操作説明資料をご確認ください。

電子チケットで使用した金額を差し引いて、食事代金の支払いを受けてください。システムには自動で反映されますので、あとは翌月末の口座振込をお待ちください。

Q. 夜しか営業をしていないお店も登録できますか。

A. 昼食を提供することを目的としていますので夜のみ営業の場合は対象外となります。

Q. 昼も夜も営業していますが、夜に食事され、夜に電子チケットを使用した場合は食事代金は振込されないのでしょうか。

A. 夜に電子チケットを使用した場合でも食事代はお振込対象ですが、本来の目的が昼食の提供ですので、出来るだけお昼の使用を促してください。



Q. 保護者の食事代にも電子チケットは使用できますか。

A. 会計時にお子様の食事に該当するメニューを聞き取りし、お子様の食事代にのみ使用してください。